

No : 1909 / BYT- DP
COVID-19 感染症例及び
濃厚接触者の定義

ハノイ, 2022年4月15日

宛先: - 各省, 中央直轄市の保健局長
- 保健省附属ユニットの長

1. 1 疑い症例は下記いずれかに該当する場合。

a) 疫学要因かつ (以下の) 臨床症状の発症がある

発熱; 咳; 咽頭痛; 鼻汁, 鼻閉; 全身痛, 倦怠感, 悪寒; 味覚の減退又は消失; 嗅覚の減退又は喪失; 頭痛; 下痢; 呼吸困難; 呼吸器炎症,

b) SARS-CoV-2 ウイルスの迅速抗原検査結果が陽性である者。

c) 重度の急性呼吸器感染症を有する: ウイルスによる重度の肺炎が疑われる症例で、入院の必要がある。

疫学的要因を有する者とは、確認された症例と濃厚接触している者、伝染期間中の確定症例とともに、公共手段に乗り、同様の場所、職場、イベント、クラスなどに一緒にいる者である。

1. 2 確定症例 (F0) は下記のいずれかに該当する場合

a) RT-PCR方法でCOVID-19検査の陽性。

b) 臨床症状があり、かつCOVID-19の抗原検査の陽性。

c) 疫学要因があり、かつCOVID-19の抗原検査の陽性。

1. 3 濃厚接触者 (F1) は、下記のいずれかに該当する場合

- F0の感染期間中に、F0と直接物理的に接触した者 (握手, 抱擁, キス, 皮膚や身体の直接接触など)。

- マスクを着用し、F0の感染期間中に、1メートル以内または同じ狭い閉鎖空間でF0と少なくとも15分間接触した者。

- マスクを着用しておらず、感染期間中のF0と1メートル以内又は同じ狭い閉鎖空間で当該F0と接触した者。

— 個人用保護具（PPE）を適切に使用せずに、感染期間中のF0を直接介護、診察、及び治療した者。

F0の感染期間とは、

・ 有症状の確定症例：伝染期間は、発症の2日前から発症後の10日まで、かつ症状がなくなった3日後（発熱と呼吸症状）

・ 無症状の確定症例：伝染期間は、確定の2日前からSARS-CoV-2の陽性判明のあったサンプル採取日後の10日までとする。

2. 感染対策

2.1 疑い症例及び確認症例（F0）は、保健省の規制に従って、感染対策、隔離、検査、治療のための措置をすべて講じる。

2.2 F1の場合は、感染期間中のF0との最後の接触日から10日以内に、以下の措置を厳密に講じる必要がある。

・ 感染対策を確保する：マスク着用。手消毒。他人との接触を控える。日常生活、勤務時間、学習時間中でアイテムを共有しない。大勢の人がいる場所に行かない。

・ 自己健康観察とする：発症がある場合、直ちに保健当局に報告する。

当該通達は、2021年12月29日付通達11042を置換する。

グエン・チョン・ソン副大臣